

令和5年4月1日

小野薬品健康保険組合
理事長 岡本 裕之



公 告（令和5－1号）

組合規約の変更について

掲記の件、組合規約の一部を変更しましたので、組合規約第49条の規程により公告
します。

変更箇所

- ・第29条（理事会の決定事項）

以 上

新旧条文対照表

新	旧
(理事会の決定事項) 第29条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。 <u>(削る)</u> <u>(1)</u> 常務理事の選任及び解任の同意 <u>(2)</u> 事業運営の具体的方針 <u>(3)</u> 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法 <u>(4)</u> この規約に定める事項 <u>(5)</u> その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの 附 則 この規約は、令和<u>5</u>年4月1日から施行する。	(理事会の決定事項) 第29条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。 <u>(1)</u> 組合会に提出する議案 <u>(2)</u> 常務理事の選任及び解任の同意 <u>(3)</u> 事業運営の具体的方針 <u>(4)</u> 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法 <u>(5)</u> この規約に定める事項 <u>(6)</u> その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの